

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		再生資源物屋外保管事業者への停止命令
根拠条例・規則等名		さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例
条 項		条例第 1 3 条第 2 項及び第 1 9 条第 2 項
所 管 部 課		環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 処分の性質上、個々の事案について個別的な判断をせざるを得ないものであって、条例の定める以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。
	設定等年月日	令和 6 年 2 月 1 日設定
備 考		